

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

～ そうだん こ かた
相談に来られた方へ ～

このしおりは、生活保護の相談に来られた方に、
制度のしくみや、申請の手続きについて、
説明したものです。

わからないことがありましたら、福祉事務所の
職員におたずねください。



ながはま し ふくし じ むしょ
長浜市福祉事務所

1. 生活保護とは

私たちの一生の間には、病気をしたり、仕事がなくなったり、いろいろな事情のため、生活が苦しくなり、どうにもならなくなることがあります。

生活保護とは、資産や能力などすべてを活用してもなお、収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回り、生活に困っている方(世帯)に対し、困っている程度に応じて必要な保護を行い、日本国憲法第25条や生活保護法に定められた健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立した生活が送れるよう手助けをする制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。個人の秘密は、固く守りますので、安心してご相談ください。



2. 生活保護を受けるにあたって

次のとおり、あらゆるものを生活するために活用することが必要です。

ご相談をお伺いして、個々の実情により判断します。

生活が行き詰まる前に、早めにご相談ください。

(1) 資産の活用について

- ① 預貯金や現金は、生活費にあててください。
- ② 貴金属、有価証券は、処分して生活にあててください。
- ③ 土地、家屋などの不動産等は活用することが前提ですが、現にお住いの不動産は、保有が認められることがあります。
- ④ 生命保険や学資保険は、原則として解約し、返戻金を活用してください。保険料が少額であるなど、条件つきで保有が認められることがあります。
- ⑤ 自動車は、原則として保有も、運転することも認められません。自立に役立つことが期待できる場合は認められることがあります。

(2) 稼働能力の活用について

- * 働ける人は、その能力に応じて働いてください。
- * 世帯の中に働くことができる人がいる場合には、就労支援や、職業訓練等を受けることができます。
- * 病気やしうがいなど、一定の理由があつて働けない場合は、その理由や問題の解決が優先となります。

(3) 扶養義務者の援助の活用について

- * 親、子、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方から援助を受ける場合は、援助を受けてください。
- * 扶養義務者の援助については、金銭的な援助のほか、精神的な援助など、どの程度に関わっていただけるかを確認します。
- * 申請者ご本人から事情を聞き、扶養義務者との関係が著しい関係不良と判断した場合、扶養照会を行わないことがあります。
※ DVや虐待といった事情があるときなども、照会を行いません。

(4) 他の法律や制度の活用について

- * 年金や各種手当など、生活保護以外の、他の制度で受けられるものがある場合は、手続きの上、活用をしていただきます。

3. 生活保護の手続きの流れ

① 事前の相談

● 生活保護の利用を希望される方は、長浜市福祉事務所に相談ください。

相談時には、お困りの状況を確認させていただきます。

● また、生活保護制度の仕組みや、各種制度等の活用について十分な

説明をお聞きいただいた上、生活保護の利用が必要な場合には、

申請をしてください。

● 自宅や病院等にお伺いしての相談や、電話での相談もできます。



② 申請

● 生活保護の申請は、ご本人の意思によることが必要です。

何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で

申請することもできます。

● また、必要に応じ、生活状況等を把握するため、生活されている

お宅などへの訪問も行いますので、ご協力ください。

しんせい とき ようい
申請の時に用意していただくとよいもの

(ただし、なくても手続きは可能です)

- ※ それぞれ、該当するものを、申請される方、全員の分をお持ちください。
- ※ お持ちいただければ、必要な部分のコピーをこちらでお取りします。
- ※ 書類は申請手続き以外の目的に使用しないとともに、個人情報は固く守ります。
- ※ 生活保護の要否についての調査を速やかに進めるためにご協力ください。

【共通】

- 印かん、預貯金通帳（申請者全員がお持ちのもの全て 記帳をお願いします）
- 健康保険証
- 年金証書、年金額改定通知書（ハガキ）、年金手帳
- マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知書

【高齢の方】

- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証、介護サービス利用票

【各種制度】

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子手帳など
- 福祉医療受給者証、自立支援医療費受給者証、児童扶養手当証書など
- 特別永住者証明証、在留カード

【勤労者】

- 給与明細（直近3か月のもの）、雇用契約書
- 雇用保険受給資格証、ハローワークカード

【その他】

- アパート、借家の契約書
- 運転免許証
- 車検証、自動車（バイクを含む）保険（自賠責、任意）証
- 生命保険証書、その他 損害保険等の保険証書
- 負債内容がわかる書類
- 治療の状況がわかる書類
- 生活歴申立書、扶養義務者状況申告書

③ 調査

● 申請手続きの後、生活に困っている状況や、生活保護を利用する

要件が満たされているか調査します。

※なお、暴力団員は、原則として生活保護を受けることはできません。

警察から情報提供を受け、暴力団員であることが判った場合、厳正に対応します。



④ 結果の通知

● 生活保護が利用できるかどうかの結果は、申請日から原則14日以内

(事情があり調査に時間を要した場合は、30日以内) に通知します。

● 生活保護が利用できる場合は、「保護決定通知書」を、

利用できない場合は、「保護申請却下通知書」を交付します。



⑤ 保護費の支払い

保護費は、毎月5日（土・日・祝日の場合、直前の平日）に、

原則として口座振り込みにより、その月の分を支給します。

4. 生活保護のしくみ

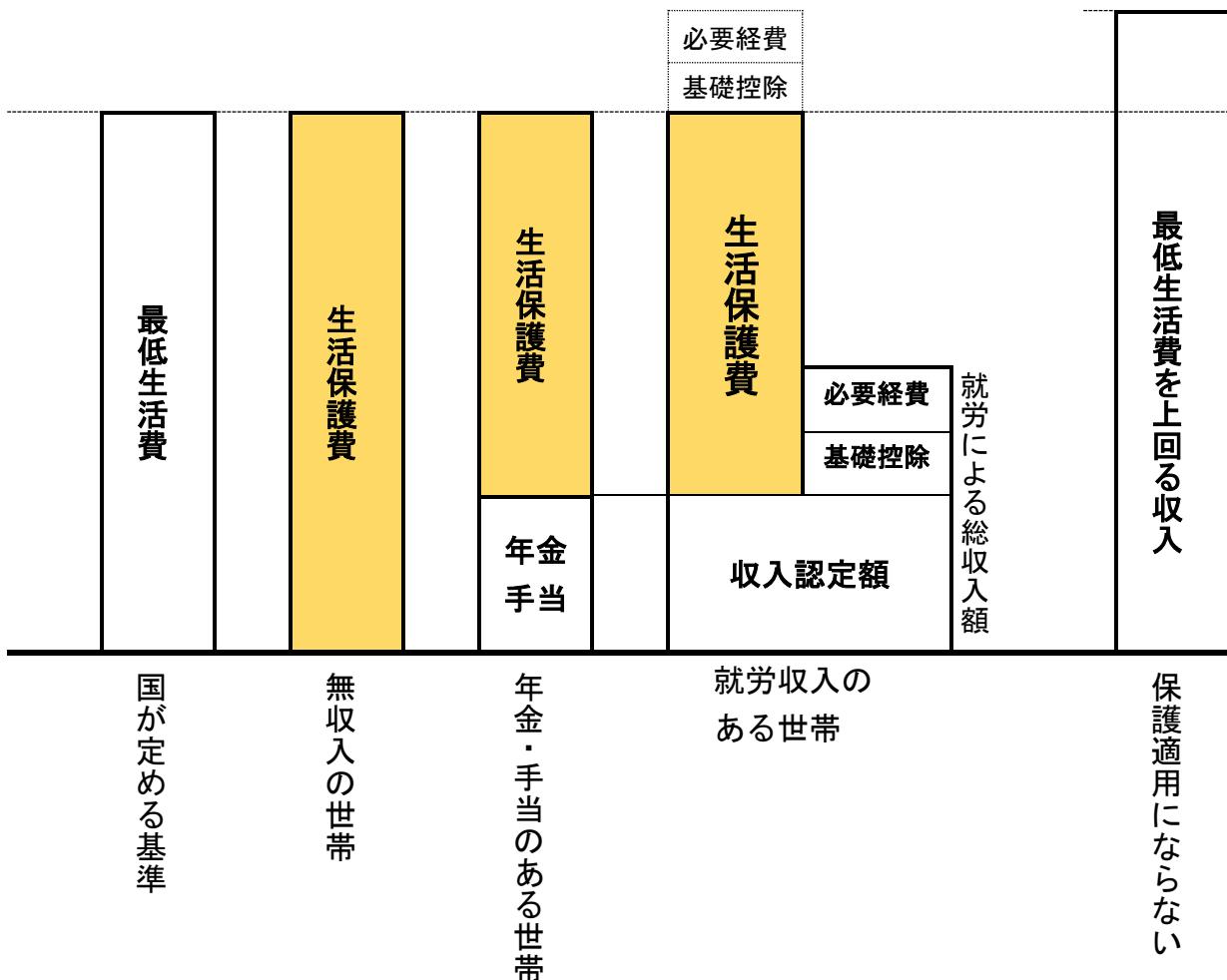
調査を経て、世帯単位の最低生活費（世帯の人数や世帯員の年齢、

障害の有無などを基に、国が定めているもの）と、

世帯の総収入（給料、各種手当など）を比較して、判定します。

収入が最低生活費に満たない場合、生活保護の適用となり、

足りない分が生活保護費として支給されます。



※ 働いて得た収入（就労収入）がある場合、交通費や社会保険料、所得税等の必要経費が控除されるほか、収入額に応じた勤労控除があります。
就労収入のある世帯は勤労控除の分だけ生活費が多くなります。

5. 生活保護の種類と内容

つぎのとおり、生活を送る上で必要な費用に対応して、必要に応じ、

くに さだ きじゅん ふじょ しきゅう
国の定める基 準 にしたがって扶助が支 給 されます。

しきゅう じょうけん じょうげんがく
支給にあたっては、それぞれ条件や上 限額があります。

せいかつふじょ 生活扶助	にちじょうせいかつ ひつよう ひよう しょくひ ひふくひ こうねつひ 日 常 生活に必要な費用（食 費・被服費・光熱費など） *世帯の人数や、個人の年齢によって決まります。
じゅうたくふじょ 住宅扶助	や ちん ち だい か ぞくこうせい さだ げん どがくない しきゅう 家賃・地代など *家族構成で定められた限度額内で支給されます。
いりょうふじょ 医療扶助	い りょう ひ ほけんてきようない 医 療 費 *保険適用内のものについては、自己負担は発生しません。 ちょくせついりょうきかん しはら *直接医療機関へ支払います。
きょういくふじょ 教育扶助	ぎ む きょういく う ひつよう がくようひん ひ きゅうしょくだい 義務 教 育を受けるために必要な学用品費、給 食 代など
かいごふじょ 介護扶助	かいご ひ よう 介護サービスにかかる費用 *直接介護機関へ支払います。
せいぎょうふじょ 生業扶助	こうこうとう しゅうがく しゅうろう やくだ ぎのうしゅうとくとう ひよう げん どがく 高校等への就 学、就 労に役立つ技能 修 得等の費用（限度額あり）
しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん ひ よう げん どがく 出 産にかかる費用（限度額あり）
そうさいふじょ 葬祭扶助	せたいいん な さい ひつよう そうさいひよう げん どがく 世帯員が亡くなった際に必要な葬祭費用など（限度額あり）
いちじふじょ 一時扶助	ふくしじむしょ ひつよう みと ぱあい かぎ ひつようさいしょうげん にんてい ※福祉事務所が必要と認めた場合に限り、必要最小限で認定します。 だい かおく しゅうり ぎ む きょういく がっこう にゅうがくじゅんびひよう おむつ代、家屋の修理、義務教 育の学校の入 学準備費用、 ひっこひよう つういんこうつうひ しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん 引越費用、通院交通費、進学・就 職 準備給付金 など

6. 生活保護が決定した後

生活保護を受給する方の権利

- 生活保護の要件を満たす限り、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 既に給付を受けた保護費または保護費を受ける権利を差し押さえられることはできません。

生活保護を受給する方の義務

- 働けるときは、その能力に応じて勤労に励んでください。
- 節約につとめ、生活の維持・向上に努めてください。
- 福祉事務所から、生活の維持、向上その他、保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、従わなければなりません。
- 収入や資産の申告などの定期的な提出が必要です。
- 収入申告もれば、不正受給と扱われる可能性があります。

～～ そうだんさき
相談先 ～～

ちくたんとういん 地区担当員（ケースワーカー）

- 生活保護や生活の相談は、原則として、あなたのお住まいの地区を担当する職員である、地区担当員（ケースワーカー）が行います。
- 地区担当員は、あなたの世帯に訪問するなどして、生活状況を聞き取りながら、必要な援助や助言を行います。
- 困ったことや、何かわからないことがあれば、なんでも遠慮なく相談してください。お話しの内容などの秘密は固く守ります。

ちいきみんせいいいん 地域の民生委員さんについて

- 民生委員さんは、あなたのお住まいの地域におられ、生活の困りごとや悩みごとの相談にのっていただけます。また、助言を行った上で、必要に応じて、福祉事務所との橋渡しをしてくださいます。
- 秘密は絶対に守られますので、安心して相談してください。

こんかい そうだん き しょくいん
今回、相談をお聞きした職員は、_____です。



ながはまし ふくし じ むしょ しゃかいふくし か
長浜市福祉事務所 社会福祉課

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地
ながはましやわたひがしちょう ばんち

☎0749-65-6519